

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
41	子どもの声の反映(授業づくり・学校行事)【24】	子どもの意見聴取	教育研究所
42	中学校連合生徒会【25】	中学校連合生徒会開催(2回/年)	教育研究所

<子どもへの支援>

推進施策 9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

子ども施設の運営や事業などへ、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、情報や場の提供など環境整備に努めます。

〔具体的取組み〕

- ②6 子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かし、子どもに関わる情報の収集と発信に努めます。
- ②7 児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かすよう努めます。
- ②8 生涯学習施設において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するために、場所の提供などを行います。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
43	子どもの意見の子ども情報センター運営への反映【26】	子どもの意見聴取(1回/年)	文化スポーツ課
44	子ども情報センター情報収集・発信事業【26】	子ども夢ネット発行(3回/年)	文化スポーツ課
45	子どもの意見の児童館・児童センター運営への反映【27】	子どもスタッフの育成・事業への参画継続 子どもスタッフの意見反映	子ども支援課
46	生涯学習施設管理事業【28】	学習スペースの無料開放 子ども向け学習講座の実施	文化スポーツ課

<子どもへの支援>

推進施策 10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域において、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、青少年まちづくり市民会議やボランティア活動などを支援します。

〔具体的取組み〕

- ②9 青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの意見表明・参加の場を充実します。
- ③0 地域ボランティアや子ども会等の活動を支援します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
47	青少年まちづくり市民大会・わたしの主張大会【29】	青少年まちづくり市民大会開催(1回/年) 主張大会開催(各小学校区1回/年・全市合同1回/年)	教育推進課
48	市民活動交流支援センター事業【30】	通信の発行(4回/年)	くらし人権課

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
49	地域ボランティア活動支援【⑳】	地域でのボランティア活動機会創出・拡充 教育長賞詞制度による児童生徒の意欲の向上	教育推進課 (教育研究所)
50	子ども会事業【㉑】	ジュニアリーダー<*25>の育成 子ども会活動支援継続	教育推進課

施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

<子ども・おとなへの支援>

推進施策 11 命と人権を尊重する教育の推進

子ども、おとなにかかわらず誰もが命の大切さを学び、人権を尊重できるような学習の機会を提供します。学校などにおいては、子どもの権利学習を進めるとともに、子どもや職員への障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。

〔具体的取組み〕

- ①学校の教育計画に位置づけ、子どもの権利に関する授業を実施します。教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進めます。
- ②幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもが、子どもの権利に触れる機会をつくります。
- ③たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議において、子どもの権利学習を支援します。
- ④小中学校などの児童生徒や学校職員、放課後児童クラブ<*26>等の子ども施設職員へ、障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。
- ⑤子どもの権利セミナーを充実させ、子どもからおとなまで幅広い年齢や立場の人に向けて、子どもの権利を学習する機会を提供します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
51	子どもの権利授業【①】	全小中学校において人権に関する授業実施	教育研究所
52	子どもの権利を学ぶ場の提供(幼稚園・保育所)【②】	全市立幼稚園・保育所にて学習支援 私立幼稚園・保育所への働きかけ	子ども支援課
53	子どもの権利学習支援(たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議)【③】	学習の場の提供(1回/年)	くらし人権課

<*25>ジュニアリーダー

子ども会連合会でレクリエーションを指導する中学生・高校生。小学生の子どもたちにレクリエーションを教えながら一緒に遊んだり、陶器まつりや夏まつりなどに参加したりすることを通して、地域に根ざした活動をしている。レクリエーションや単位子ども会へのお手伝いの企画運営をすべてジュニアリーダー自身が行っている。

<*26>放課後児童クラブ

就労などで昼間保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に、学校の余裕教室などで適切な生活や遊びの場を提供し、子どもの健全育成を図る事業。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
54	子どもの障がいや多様な性のあり方への理解を促すための学習【③④】	学習機会の確保	教育研究所
55	「命や性を大切にせる授業」の推進【③④】	全小中学校において「命や性を大切にせる授業」実施	教育研究所
56	福祉教育読本改訂事業【③④】	【令和3年度】小学校用・中学校用読本改訂	福祉課
57	子どもの障がいや多様な性のあり方に関する情報提供【③④】	学校への情報提供	教育推進課 (教育研究所)
58	子どもの権利セミナー【③⑤】	子どもの権利セミナー開催(1回/年以上)	くらし人権課

<指導方法等の研究>

推進施策 12 子どもの権利学習の研究・教材開発

子どもの権利についての学習教材や指導方法を工夫・改善(必要に応じた教材開発を含む)し子どもの権利についての理解を一層促せるよう努めます。また、子どもの障がいや多様な性のあり方などについても、理解を深められる方法を研究します。

〔具体的取組み〕

③⑥子どもの権利に関する学習の資料及び指導方法を、実践しながら工夫改善します。

③⑦子どもの障がいや多様な性のあり方などについて、子どもにもおとなにも理解を促す方法を研究します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
59	子どもの権利指導資料・指導方法の研究【③⑥】	指導方法研究	教育研究所 (くらし人権課)
60	子どもの障がいや多様な性のあり方への理解を促す方法の研究【③⑦】	【令和5年度】教育基本計画見直し時に理解を深めるための機会や方法について調査・研究	教育研究所 (くらし人権課)

<おとなへの支援>

推進施策 13 子ども施設職員に対する研修・研究などの支援

子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深め、学校等の子ども施設が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、子ども施設職員、行政職員などへの研修機会や情報を提供し、教職員への子どもの権利授業に関わる支援を推進します。また、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応のために、子どものSOSを適切に受け止め、関係機関と連携が取れるように、子ども施設職員への研修を継続します。

〔具体的取組み〕

③⑧小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブほか子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。

③⑨子ども施設の職員を対象に、子どもの権利に関する情報等を提供します。

④⑩子どもの権利授業実践についての情報収集・提供や交流を進めます。

④⑪行政職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施します。

④⑫たじみ子どもの権利の日事業を充実します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
61	子どもの権利セミナー(人権教育主任研修会)【38】	人権教育主任研修会実施	教育研究所 (くらし人権課)
62	職員研修(幼稚園・保育所)【38】	職員研修実施(1回/年以上)	子ども支援課 (くらし人権課)
63	職員研修(児童館・児童センター・療育施設<*27>)【38】	職員研修実施(1回/年以上)	子ども支援課 (くらし人権課)
64	職員研修(小中学校・放課後児童クラブ)【38】	校内研修会実施 支援員研修実施	教育推進課 (くらし人権課)
65	新規採用教員研修【38】	職員研修実施(1回/年)	教育研究所 (くらし人権課)
66	職員研修(キキョウスタッフ・ほほえみ相談員<*28>・キキョウフレンド)【38】	職員研修実施(1回/年)	教育相談室 (くらし人権課)
67	子どもの権利条例リーフレットの作成・配布【39】	【令和3年度】リーフレット内容見直し リーフレット配布・活用促進	くらし人権課
68	子どもの権利の情報提供(生涯学習施設)【39】	施設への情報提供(1回/年以上)	文化スポーツ課
69	子どもの権利授業実践についての情報収集・提供【40】	情報収集及び情報提供	教育研究所
70	新入職員研修【41】	職員研修実施(1回/年)	人事課 (くらし人権課)
71	行政職員研修【41】	職員研修実施(1回/年)	くらし人権課
72	たじみ子どもの権利の日事業【42】	たじみ子どもの権利の日広報	くらし人権課
73	たじみ子どもの権利の日事業(児童館・児童センター)【42】	たじみ子どもの権利の日協賛事業実施	子ども支援課
74	たじみ子どもの権利の日事業(子ども情報センター・公民館)【42】	たじみ子どもの権利の日協賛事業実施	文化スポーツ課

<おとなへの支援>

推進施策 14 保護者に対する普及啓発などの支援

学校や園を通じた情報提供に加え、子ども支援事業や母子保健事業などを通じて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について、理解をさらに深めます。家庭が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、保護者を対象に子どもの権利についての学習機会や情報を提供します。また、乳幼児の権利を尊重し、子どもとともに安心して学び合い、育ち合い、地域とつながることができるよう、乳幼児の保護者の支援を充実させます。

<*27>療育施設

何らかの障がいを抱えている子どもたちに対して、その成長や発達段階に応じた適切な訓練、保育、教育などを提供することによって健全な心身の発達を促す施設。

<*28>ほほえみ相談員

いじめなどの児童生徒が抱える悩みごとに応じるため、各小中学校に配置している相談員。

〔具体的取組み〕

- ④③小中学校での子どもの権利に関する授業公開を進め、学校からのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④④たじみ子どもの権利の日を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園などのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④⑤情報紙やホームページ、各種セミナー、母子健康手帳交付や定期健診等を活用して、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④⑥親育ち4・3・6・3たじみプランにおける取組みを進めます。
- ④⑦母子保健推進員<*29>、子育て支援団体など市民団体と連携協力し、子どもが健やかに育つよう、保護者への支援体制の充実を図ります。
- ④⑧子育て支援センター事業など子育て支援事業を充実し、保護者が子育てへの不安を軽減できるよう支援します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
75	子どもの権利の普及(小中学校・放課後児童クラブ)【④③】	学校報・保護者会等による啓発	教育推進課 (教育研究所)
76	子どもの権利の普及(幼稚園・保育所)【④④】	保護者向け通信・家庭教育学級・懇談会による啓発	子ども支援課
77	子どもの権利の普及(情報紙・ホームページによる子育て情報提供)【④⑤】	情報紙・ホームページによる啓発(1回/年)	子ども支援課
78	子どもの権利学習講座(生涯学習施設)【④⑤】	子どもの権利学習講座の実施(1回/年)	文化スポーツ課 (くらし人権課)
79	P T A活動研修支援【④⑤】	子どもの権利視点を取り入れた研修会開催	教育推進課
80	子どもの権利の普及(乳幼児保護者向け)【④⑤】	母子健康手帳交付時に「子どもの権利読本」配付 ママパパ読本<*30>に子どもの権利に関する記事掲載 子育て支援情報掲載充実	保健センター
81	親育ち4・3・6・3たじみプランの推進【④⑥】	関係課と連携したプラン推進	教育推進課
82	家庭の日<*31>の広報普及【④⑥】	家庭の日啓発図画の展示(1回/年)	教育推進課

<*29>母子保健推進員

安心して妊娠・出産・育児ができるように、保健センターの母子事業に積極的に協力し、各種サービスを妊婦や赤ちゃんを育てる母親などの対象者に紹介するなど、行政のパイプ役として、身近な相談者としての役割を担う多治見市より委嘱を受けた子育てボランティア。

<*30>ママパパ読本

母子手帳交付時に配付している、妊娠中から産後にかけての子育てに必要な保健・福祉情報を掲載している冊子。

<*31>家庭の日

明るく豊かな家庭づくりを進め、青少年の健全育成を図ることを目的に制定された「岐阜県家庭の日を定める条例」(昭和42年)において定められた第3日曜日のこと。家庭の日には、家族みんなで地域の行事に参加したり、話し合ったりする時間を持つように呼びかけている。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
83	産前産後から乳幼児期の切れ目のない支援【④】	ハイリスク妊産婦<*32>の把握と継続支援 相談・訪問・教室の開催 産後ケア事業・産前産後サポート事業 健診未受診者追跡(未把握者ゼロ) 子育て世代包括連携会議 子育てNPO等との連携	保健センター
84	幼稚園、保育所の地域開放【④】	全園で親子支援の場を提供 幼稚園全園で放課後園庭開放	子ども支援課
85	地域子育て支援センター<*33>事業【④】	子育て・子育て支援に関する講習等実施(1回/月以上) 相談事業充実	子ども支援課
86	ファミリーサポートセンター事業<*34>【④】	依頼・援助会員数の増加	子ども支援課
87	情報紙・ホームページ・メールマガジンによる子育て情報提供【④】	ネットワークだより発行(1回/月) 子育ていろは帖発行(1回/年) メール配信(4回/月)	子ども支援課

<おとなへの支援>

推進施策 15 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援

地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、地域のおとなに向けた子どもの権利についての学習機会や情報などを提供し、虐待や体罰、いじめなどが起きないための支援を充実します。また、地域のおとなが子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について理解をさらに深められるよう、子どもの権利に関する自主的な学習を支援します。

〔具体的取組み〕

④ 民生児童委員や青少年育成関係者など地域で子どもの見守りや育成に携わるおとなに向けて、子どもの権利に関する学習機会や情報などを提供します。

<*32>ハイリスク妊産婦

ここでは、望まない妊娠、妊娠の届が遅い、未婚、精神病などの病気を持っている、孤立家庭、経済的不安定などの要因の重なりから、妊娠・出産への不安が強く、出産後虐待に関して高い危険性を持つ妊産婦を指す。広い意味では、妊娠歴において合併症をもつ妊婦など、妊娠・出産に関し高い危険を伴う妊婦も含まれる。

<*33>地域子育て支援センター

保護者からの子育て相談に応じ、必要な情報提供や援助をするとともに、子育て情報の収集・発信、子育てサークル活動の育成・支援などを行う施設。

<*34>ファミリーサポートセンター

保育所の保育時間前後の送迎、妊産婦家庭の子どもの世話など、既存の保育サービスでは応じきれない保育ニーズに対応する事業。依頼会員(子育ての援助を受けたい人)、援助会員(子育ての援助をする人)がともに事前登録し、サービスコーディネーターが組み合わせ、相互援助をする。

⑤生涯学習施設における子どもの権利に関するおとなの学習を支援し、子どもにやさしいまちづくりに向けた住民の取組みを奨励します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
88	民生児童委員研修【49】	研修実施	高齢福祉課 (くらし人権課)
89	青少年健全育成関係者への研修、情報提供【49】	研修・情報提供(10回/年) 青少年まちづくり市民大会(1回/年)	教育推進課
90	地域クラブ指導者等研修【49】	指導者講習会(1回/年以上)	文化スポーツ課
91	ジュニア期のスポーツ活動におけるガイドライン普及【49】	各クラブへの普及	文化スポーツ課
92	子育て支援団体への子どもの権利に関する情報提供【50】	子どもの権利に関する情報提供	子ども支援課

